

卷之二

主とする草壁草屋

うて賣力の乏しきもの  
る爲先渡航手續の設  
も差定められよる漁船  
も任せ家屋と稱すべき  
如ふべし

印譯紛糾ニ付右地所ヲ質入書人建物船舶入質公証附  
リ公証ヲ受タル者アラハ本年六月三十日迄ニ該村戸長役場  
ヘ申出ヘシ  
愛媛縣鴨居郡炭所東村明治十五年十一月以前ニ係ル地所  
質入書入建物書入質公証附印簿不分明ニ付右地所ヲ質入  
書入ニ建物ヲ書入質ニ取リ公証ヲ受タル者アラハ本年六  
月廿日迄ニ該村戸長役場ヘ申出ヘシ  
三重縣飯高郡大口村萬町津村第津村石津村荒木村本年三  
月八日以前ニ係ル地所質入書入建物書入質公証附印譯紛糾  
乱ニ付右地所ヲ質入書入ニ建物ヲ書入質ニ取リ公証ヲ受  
タル者アラハ本年六月三十日迄ニ該村戸長役場ヘ申出フ  
ヘシ  
前書ノ通ニ付期限經過ノ上ニ關係ナキモノトシ佗ニ公証  
セシムヘキ旨右縣廳ヨリ通知有之候條此旨告示候事  
明治十六年五月五日  
東京府知事芳川顯正

（其の右ノ株主等名前、之に依リ前記ノ各株主等ハ各其所持ノ株數ニ應シ別ニ出金シテ一時之ヲ償辨スルノ責コ任スベシ（但シ此出金ハ一時之ヲ償辨スルノ責全ク一時償辨ノ爲メニシテズベシ（但シ此出金ハ其株金ト異ナルヲ以テ其銀行ハ速カニ之ヲ各株主へ返金ト異ナルヲ以テ其銀行ハ速カニ之ヲ各株主へ返辨スベシ）

ト云 挑ス 其株 行ハ 全ク シテ 二任 持 廉  
ナ引去ルコト改マリタルガ如シ  
次條ノ第八十條ニ新條例中ニ全ノ之ヲ削除シタリ  
新第八十條  
削除  
此條例ナ遼寧スル銀行ハ其  
資本金額十分ノニヨ至ルマ  
ア毎年其純益金ノ内四リ  
少ナクトモ十分ノ一宛ナ引  
分ケ之ヲ積金トナシ以テ非  
常ノ災難一其スヘン右資金

積金ノ内、一ヶ月半後、其後毎半箇月、金ノ内、ロリ少ナシトセ十分ノ一塊ヲ積立到底石十分ニノ賃額ニ復スベシ

フ一句ヲ除キタルマニアテ他ニ何等ノ變更セナシ此一句  
ヲ除キタルハ國立銀行紙幣ノ引換ハ以來日本銀行ニテ其  
責ニ任スルガ故ナルベシ

斯ノ如ク純金ノ内モ十分ノ一以上ノ積金ナスノ舊  
法ナ廢シタルハ今回ノ改正ナ以テ國立銀行ノ損失ニ備ル  
ノ手當他ニ充分ナルモノアルガ爲ナルベシ  
一旦十分ニノ賃額ニ至ルノ  
後若シ損耗其地ノ事故アリ  
テ右割合ノ金額ニリ減少ス  
ルキハ備本其後毎年季純益  
金ノ内モリ少ナクトモ十分  
ノ一宛ナ積立到底石十分ニ  
ノ賃額ニ復スベシ

次ニ新舊條例ノ第七十九條ヲ比較スル  
新第七十九條 舊第七十九條  
此條例ヲ遵奉スル銀行ノ頭 此條例ヲ遵奉スル銀行ノ頭

次ニ新舊條例ノ第八十三條ヲ比較スルニ

取取締役等、毎半季其銀行取取締役等、毎半季ノ其  
ノ總勘定ヲナシ其總益金ノ銀行ノ總勘定ヲナシ其總益  
内ヨリ諸雜費并ニ損失補償 金ノ内ヨリ諸雜費并ニ損失  
ノ金額及ビ滞貸金ノ準備ヲ 補償ノ金額滞貸金ノ金額

場ニ開シ投機ノ商業ニ從事 役員者ハ自カラ此條例ノ  
シ危険ナリト認ムル時ハ大 議院ニ民ルベカラズ或ハ  
藏持銀行ニ會シ其役員チ 行ノ役員其他ノ者ナシテノ時  
銀商セシムレコアレベシ ヨミフンヘドロツク若シキ

引去リ其餘ヲ以テ純益金ト（若シ之アラバ）ナ引去リ基  
ナシ之ヲ總株主ヘ分配スベ  
シ尤右利益ノ計算ハ株主ニ  
分配シテ前項十日以内  
ナ引去リ其餘ノ金額ト以テ

辰ノヲアルニ於テハ此條例ニ  
ニ於テ其無行ヘ附與シタル  
特殊ノ權利ヘ憑ク之ヲ取上

(郵便遞送日數)除クノ大藏總株主へ分配スペシ尤右利時  
間へ差出、其承認ヲ得テ後、益ノ計算ハ株主へ分配セリ  
之ヲ株主一同へ分配スベシ。ル前十日以内ニ(郵便遞送

此條例ニ背戻スル事ヘ紙幣頭ヘ其裁判所(又ヘ其管轄ノ通商大臣在官署)ニ通報シ

(但シ惟ナナル抵當物或ハ日數ヲ除ク)紙幣頭へ差附  
確實ナル引受けアル貸付金シ其承認ヲ得テ後之ヲ株主  
ヲ除クノ外其返済期限ヲ過一同ヘ通知シ且新聞紙ヲ以  
ル「六ヶ月以上」及アセノ「世上三公皆ハ西シテ之ヲ  
ノ

ナ之ヲ搘亂。其罪ノ實アヒ  
ニ於フハ即ナ其銀行ヲ破店  
セシムベシ。

ハ都ア之ヲ済貨金ト看做ス。株主一同ハ分配スベシ(但  
ベシ)シ借カナル抵當物或ハ確  
ナル引受人アル貨附金ヲ除

酒類例ノ本條一於テ「銀行役員ノ不忠爲テ資質スルノ大  
第甚ダ漠然トシ其及ブ所ノ廣ナリシモノ新條例ニ於テハ  
相場投機ノ商業ニ從事スル者ハ退職セシムルコアルベ

クノ外其返済期限ア過ル「」  
六ヶ月以上ニ及ブモノハ當  
チ之レナ滞貲金ト晝銀スミシ  
シ)

ト云フテ以テ新制實測ノ次第甚ズ判明ナリヨレガムノ  
區域ノ狀マニシセノヘ他ノ様キニ於テ充分之ヲ御ラ所ニ  
ルガ故ニ之ヲ既而スレバ新規例ノ方投開標實測ノ時

以上兩條例ノ比較一於テ格調相違、庶ナシ但シ舊條例ニ於テ銀行純資金ノ内ヨリ開資金ノ金額ヲ引去ルベシトアリテ開條例ニ於テ開資金ノ金額ヲ引去ルベシト改メス。

層壁密ナ加ヘタルガ細シ  
次ニ断面例第十二章ノ題旨ナ比較シヘ

リ益々萬様例ニ從フヨハ五十万圓ノ活資金ニテ五七万圓ノ抵當物アルモノモ一體ノ抵當物ナキモノ之ヲ同一視シ

官命旅店ノ場合特例監督役  
銀行一社ノ其監督引継ナシ  
財引受人等ノ監督引継一公  
司ノ職人監督引継監督役時  
候監督ノ権限引継一公  
司ノ職人監督引継  
明文久等ノ職務引継一公

時事新報

國立銀行條例ノ改正加除(昨日ノ續)

新第六十一條 舊第六十一條  
此條例ヲ運奉スル銀行ニ於 此條例ヲ運奉スル銀行ニ於  
テ預り金ノ被済又ヘ爲護守 テ銀行紙幣ノ引換或ヘ預

形約束手形等ノ仕事ヲナス 金ノ返済又ハ爲換手形約束

卷之三

今回ノ改正ニ依テ國立銀行紙幣ノ引換ヲ日本銀行ニ

負擔セシメ更ニ又此章中官金銀店ノ條ヲ加エテナム

以テ斯ニ吉ノ更正アリタルベシ

大蔵省新規文書ノ解ナリ

第十九条  
此條例第六十六條ノ規定ス

紙幣ヲ其本店又ハ支店（銀

行紙幣引換ノ事務ヲ取扱

フ）に持參シ流通貨物引換

チ業者アリ其本店又ハ之

チ急リ其引換主ナシ又ハ之

ニ於テ右紙幣ノ持主ナシ其

締役其掛合方ナ止マントスル

其引換ナ拒ミ旨起及

ビ其金額月日等ヲ書面ニ認

メ領取又ハ取扱役之記名

調印シテ之ヲ紙幣持主へ渡

スベシ然ルハ其持主ハ右

書面ナ地方官廳へ差山スノ

ミヨマア別ニ銀行ヘノ掛合

方ハ乞ハザルベシ（但ニ預

リ金ノ返却ナ拒ミ又ハ怠リ

タハ時モ亦其預ケ主タル者

本條ニ準シテ申請スルツク

得ベシ

既ニ銀行紙幣ノ引換ヲ日本銀行ニ任シ各國立銀行ハ

直営ノ關係ナヤコト改リタル以上ハ新條例ニ於テ此

第九十二條ナ制除スベキハ無論ノトカルベシ（未完）

○北白川宮 步兵大佐北白川宮は此程戸山學校次長

と命ぜられより

○華頂宮御嗣子 築て仰出されし如く伏見貞愛親王

第一の嫡子愛寶庄から故華頂宮御相續在せらるゝ旨

を以テ御嗣子十六歳之區三田臺町の御邸へ移らせ給

ト御成被付當日ハ 故處を以て諸兵

として陪葬一軒を附らるゝと云ふ

○顯帝即位日 本日の海外電報によれど露胸皇帝皇

后の即位日は愈々来る二十七日と當るより又し

て出發したる露胸皇帝公使フードの一行ハ神七

日長崎へ着テ先に慶明九日米軍艦並組朝鮮仁川

港へ向け出發する旨在東米國公使館へ電報ありし由

國事會議開去る廿日神戸居留地米國領事廳にて谷

セシモ

○英人旭日勳章を望む 去る五日は横濱メーク新聞

よりよし尤森岡兵庫令柳本同少舊記官にも隨場

に日本政府へ是逐歐米諸國の人々より旭日勳章を贈りし

もされども英國人ふ向て此殊遇絶てあく迄て稀

に於テ右紙幣ノ持主ナシ其

締役其掛合方ナ止マントスル

其引換ナ拒ミ旨起及

ビ其金額月日等ヲ書面ニ認

メ領取又ハ取扱役之記名

調印シテ之ヲ紙幣持主へ渡

スベシ然ルハ其持主ハ右

書面ナ地方官廳へ差山スノ

ミヨマア別ニ銀行ヘノ掛合

方ハ乞ハザルベシ（但ニ預

リ金ノ返却ナ拒ミ又ハ怠リ

タハ時モ亦其預ケ主タル者

本條ニ準シテ申請スルツク

得ベシ

既ニ銀行紙幣ノ引換ヲ日本銀行ニ任シ各國立銀行ハ

直営ノ關係ナヤコト改リタル以上ハ新條例ニ於テ此

第九十二條ナ制除スベキハ無論ノトカルベシ（未完）

○陸奥宗光氏 同氏一行ハ去月廿八日和歌山を發し

中由仁川港より英國漁船スマクラ號を乗組み香港へ向

け出帆せしといふ

○陸奥宗光氏 同氏一行ハ去月廿八日和歌山を發し

中由仁川港より英國漁船スマクラ號を乗組み香港へ向

け出帆せしといふ

○朝鮮京城通信（昨日の續き） 前便送致したる通信

日神戸港より英國漁船スマクラ號を乗組み香港へ向

け出帆せしといふ

○華頂宮御嗣子 築て仰出されし如く伏見貞愛親王

第一の嫡子愛寶庄から故華頂宮御相續在せらるゝ旨

を以テ御嗣子十六歳之區三田臺町の御邸へ移らせ給

ト御成被付當日ハ 故處を以て諸兵

として陪葬一軒を附らるゝと云ふ

○顯帝即位日 本日の海外電報によれど露胸皇帝皇

后の即位日は愈々来る二十七日と當るより又し

て出發したる露胸皇帝公使フードの一行ハ神七

人先づ化粧することあれバ必ず傷け病人を伴ひ行く

ものあり之を避けんとするか義理の死者を尙ほ生

きたる人と見做して仮りお墓間を安置して葬らす他

の病人は快適を保つべしとあるを信じての事ありと

又死宿みて死去したる者こそ三月間墓地に曝らす

を例とす其他流行病とは夫々陽屍の期限あととの説

を在留し夫より浦摩斯德不赴か昨年まで同所に滞在

もあり○過日朝鮮人金鶴羽といふ人々會したり此

又死宿みて死去したる者こそ三月間墓地に曝らす

を例とす其他流行病とは夫々陽屍の期限あととの説

を在留し夫より浦摩斯德不赴か昨年まで同所に滞在

も幼にして父母を失ひ七年の時支那が往きて十三

歳の時歸國し十四歳の時日本へ往きて十九歳の時ま

で在留し夫より浦摩斯德不赴か昨年まで同所に滞在

も幼にして父母を失ひ七年の時支那が往きて十三

歳の時歸國し十四歳の時日本へ往きて十九歳の時ま

時過四十五分周毎とに配達ある

無集配郵便局及柱函郵石ふ集し由

りたれば今後府下の郵便は一層

を増すとあらん

○再貼の切手 各郵便局ふ於て

せし郵便切手を再貼しあるを

信書を以て本局より届出の成程

の切手と見認する節同局員と

切手の無効とあし更に暫め切手

より出さしむるの後ち本局へ其

切手の無効とあし更に暫め切手

を増すとあらん

○端國神社 昨七日は晴て配達

信書を以て本局より届出の成程

の切手と見認する節同局員と

切手の無効とあし更に暫め切手

を増すとあらん

○大砲試験 過日來海軍兵器局

縣下へ出張を命ぜられる上田

演發の東京丸より出發あるるに付

右發射を試験するよし

○佐賀証書授與工部大學校

生徒卒業証書授與式を執行さ

るやを知る者あらずしめ安泰順は此毒矢れため倭

奴幾人の生命を害しるや聞かまほしく又候出京し

て當時傷人の有無を諸人尋ねたるより忽ち露顕し

射込み其備鄉里に立脚りるを以て更ゆ何者の所築

るやを知る者あらずしめ安泰順は此毒矢れため倭

奴幾人の生命を害しるや聞かまほしく又候出京し

て當時傷人の有無を諸人尋ねたるより忽ち露顕し

射込み其備鄉里に立脚りるを以て更ゆ何者の所築

るやを知る者あらずしめ安泰順は此毒矢れため倭

奴幾人の生命を害しるや聞かまほしく又候出京し

て當時傷人の有無を諸人尋ねたるより忽ち露顕し

射込み其備鄉里に立脚りるを以て更ゆ何者の所築

るやを知る者あらずしめ安泰順は此毒矢れため倭